

千葉県福祉サービス第三者評価自己評価
(保育所)

1 評価機関

名 称	株式会社ケアシステムズ
所 在 地	東京都千代田区麹町1-5-4-712
評価実施期間	令和5年6月27日～令和6年3月18日

2 受審事業者情報

(1) 基本情報

名 称 (フリガナ)	スクルドエンジェル保育園南行徳園 スクルドエンジェルホイクエンミナミギョウトクエン		
所 在 地	〒272-0144 千葉県市川市新井3丁目17-13		
交通手段	東西線 浦安駅より徒歩10分 東西線 南行徳駅より徒歩11分		
電 話	047-312-6862	F A X	047-312-6863
ホームページ	https://minamigyotoku.skuld-angel.com		
経営法人	株式会社 スクルドアンドカンパニー		
開設年月日	2019年4月1日		
併設しているサービス	なし		

(2) サービス内容

対象地域	市川市南行徳地区								
定 員	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計		
	5	11	12	14	14	14	70		
敷地面積	348.31㎡			保育面積		402.21㎡			
保育内容	0歳児保育	○	障害児保育	○	延長保育	○	夜間保育		
	休日保育		病後児保育		一時保育		子育て支援		
健康管理	園医による内科健診(年2回)、歯科検診(年2回)及び健康相談、身体測定(毎月)								
食事	園内調理室完備(栄養士による献立作成・完全自園調理)土曜日有								
利用時間	7:00~20:00								
休 日	日曜日・祭日・年末年始(12月29日~1月3日)								
地域との交流	令和5年度より小学校見学開始								
保護者会活動	年1回 運営委員会開催(任意) 役員制度は無し								

(3) 職員（スタッフ）体制

職 員	常勤職員	非常勤、その他	合 計	備 考
		10	10	20
専門職員数	保育士	看護師	栄養士	学生アルバイト
	14	0	2	1
	保健師	調理師	その他専門職員	調理補助
	0		1	1
				事務員
				1

(4) サービス利用のための情報

利用申込方法	市川市役所こども施設入園課 所在地：市川市八幡1-1-1 子育てナビ行徳（行徳支所2階） 所在地：市川市末広1-1-31	
申請窓口開設時間	8時45分～17時15分(土曜・日曜・祝日・祭日、年末年始を除く)	
申請時注意事項	申し込み方法の詳細は「市川市保育所等利用申し込みの郵送受付について」のページをご確認ください	
サービス決定までの時間	毎月、利用調整会議が行われ利用調整の結果内定した家庭には内定通知を郵送します	
入所相談	利用申し込み場所に同じ	
利用代金	保育料・第2子以降無償化・2号認定無償化	
食事代金	保育料に含む・2号認定毎月4,500(副食費)	
苦情対応	窓口設置	受付担当者：園長
	第三者委員の設置	あり

3 事業者から利用（希望）者の皆様へ

サービス方針 (理念・基本方針)	<p>《保育理念》</p> <p>◇心身ともに「豊かな人間性」の基礎を培う 未来を想像する子どもたちのひらめきを大切に、考える力・生きる力を育みます</p> <p>《保育目標》</p> <p>◇心身ともに健康な子 ◇自分で考えて行動できる子 ◇友達や社会を思いやり信頼関係を築ける子</p> <p>《保育の基本方針》</p> <p>◇一人ひとりの子どもの状況や発達過程を踏まえ、自ら伸びゆく力を支えます。</p> <p>◇温かい家庭的な環境のなかで、健やかな成長を育みます。</p> <p>◇さまざまな体験を通して、子ども達の自由な発想力や思考力を大切にします。</p> <p>◇家庭を支援し、地域の一員として子育てを見守り、社会とのつながりを支えます。</p>
---------------------	---

<p>特 徴</p>	<p>スクルドエンジェル保育園南行徳園は、安心・安全でおうちのようにリラックスして過ごせる保育園を目標に、また保護者の皆さまにとっても「通ってよかった」「預けてよかった」と思ってもらえる保育施設でありたいと願いながら、日々の保育を行って行きます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>リトミック <input type="checkbox"/>幼児英語プログラム <input type="checkbox"/>幼児体育 <input type="checkbox"/>モンテッソーリを取り入れた活動 <p>リトミック・幼児英語プログラム・幼児体育は月に2回外部講師が指導にあたります。 モンテッソーリを取り入れた活動は保育者と経験していきます。</p>
<p>利用（希望）者へのPR</p>	<p>※園見学対応は随時おこなっております。 ※保護者様の保育参観は随時受けつけております。（保護者面談も随時実施しています） ※いつでも、どなたでもご来園頂き園内の様子をご覧いただけます。 ※管理栄養士・栄養士の献立による手作り給食・おやつを提供しています ※万が一のお子様の怪我、災害等の緊急事態に対しては万全の備えをしています。（連絡システム・各種保険加入）</p> <p>《スクルドエンジェル保育園南行徳園では、保護者様の時間的、経済的負担を少しでも軽減できるよう様々な取り組みを行っています》</p> <ol style="list-style-type: none"> ①専門講師による教育プログラムは全て無料で提供いたします。 ②午睡時のお布団一式は、専門の業者さんと提携をし、清潔な寝具を園で用意します（別途費用はありません） ③保護者様の毎日のお荷物を減らすために、紙おむつやビニール袋は1パックずつでお預かりします。（使用済み紙おむつは園で処理致します）

福祉サービス第三者評価総合コメント

特に力を入れて取り組んでいること
保育園の「見える化」に力を入れている
職員は保護者の子どもの理解を深めるために、登降園時の会話や連絡帳、保育参観・保育参加など園の行事の参加を促し、保護者の意見を聞く場としても活用している。毎日のように「園見学者」を受け入れており、開かれた園運営に取り組んでいる。令和5年度は、行事の際、保護者に手伝いを依頼し、参加してもらうなど連携を深めている。園運営全般を「見える化」し、分かりやすく伝える工夫をしながら、保護者との信頼関係の向上に努めている。
コロナ禍で控えていた行事などを再開し、園児や保護者がさまざまな体験ができるように取り組んでいる
園運営の透明性を図るため見学希望や保護者参観（希望者）は随時受け付けており、普段の様子を知ってもらうために職員は愛情を持って保育にあたっている。また、今年度は行事やイベント活動に保護者のお手伝いをお願いするなど、保護者が積極的に園行事に参画できる機会が作られている。コロナ禍のためこれまで出来なかった行事や交流活動などへの取り組みを今年度途中から再開（改善）するなど、職員が一丸となりできることから努力して「今年度ここが変わりました」と言える取り組みを職員だけではなく、園児や保護者を含めて体感できるよう取り組んでいる。
園長自らの役割と責任を表明し園の方向性を示唆している
園では、職員が係などを担当し日常の保育がスムーズに進められるようにしている。また、定期的にエリア担当が園を訪問し、取り組むべき方向性を提示して職員の役割や責任について周知できるよう取り組んでいる。園長は日頃から、職員がこれらを意識して保育に携われるように支援することを大切にしている。さらに、職員が理解を深められるように、職員一人ひとりに合わせてアプローチするなど、職員に園の方向性を示唆することでリーダーシップを発揮している。
さらに取り組みが望まれるところ
保護者に寄り添い、正しい支援を充実させることを目指している
今回実施した保護者アンケートの「子どもは喜んで登園し、楽しく保育園生活をしているか」の設問における満足度も大変高いことから、園での取り組みが保護者の支持を得ていることがうかがえる。園として「できること」「できないこと」の理由を明確に伝え、発信することになっている。また保護者の気持ちにより添いつつ、園の状態を理解し支援してもらえるように努めているが、達成途中であることを認識している。「一方通行の努力」に終わらせず、保護者と園のベクトルを合わせて運営を行う中で、徐々に質が高まることを目指している。
「保育士として成長できる園」や「働き甲斐のある園」を目指している
スクルドの教育プログラムの中で「モンテッソーリ活動」については、職員にとって「学び」ができる環境と機会を提供しなければいけないことを園では認識している。さらに、法人との連携を図りながら、「働きやすい職場」であるとともに、「保育士として成長できる園」や「働き甲斐のある園」を目指さなければならないとしている。「保育指針、及びガイドラインを理解し保育が提供できる職員の集団に成長していくこと」を目標としている。
事業計画の実現に向けてさらなる職員の意識付けと改善への取り組みを期待したい
園では事業計画の実現に向け、日々の昼礼や職員会議、行事会議、栄養士会議などを通じて職員の意見を聞きながら、様々な問題点の洗い出しを行い課題の解決にあたっている。さらに、保育目標の実現のために全体的な計画をはじめ、各指導計画の期、月、週ごとの内容や達成度合いを職員会議でチェックし、適宜見直しや修正を行うように努めている。しかし、月案や週案の中でPDCAサイクルが回っていない部分が見られることから、今後さらなる意識づけと改善に向けた取り組みが期待される。併せて園長よりヒヤリハットの件数を1日1件を目標に事故防止に努め、リスクマネジメントの強化を図っていることが確認できた。

(評価を受けて、受審事業者の取組み)

開園以来「園児の人権尊重」を重視した保育を展開する為、職員達と「保育指針」「ガイドライン」を引用した保育計画の立案・展開・評価反省を毎日積み上げてきました。また「園に見える化」する事を掲げ「いつ・誰が来園しても(見られても)良い保育を実施する」ことで「不適切保育」を起こさない努力もしています。「丁寧な保育」とは「園児・保護者様・職員」が応答的に関わり「信頼関係を築く」ことだと園全体の職員は認識できるように成長してきました。その努力してきた運営に対して、福祉サービス第三者表価総合コメントの内容でも確認して頂けたと受け止めております。今なお「保育の実践(PDCA)」に於いては課題が山積しています。具体的には「計画立案」から悩む職員が多く、園長・主任の役割として「保育指針を読み解き実践につなげられる保育士の育成」だと考えています。

保護者様が求めている「園行事内容」につきましては今まで以上に、行事だけでなく通常の保育に参加して頂く事で「方向性を定めていくこと」を課題としていきます。地域ではすでに定員割れの園があります。今後も増えていくのではと言う状況の中、行政と連携を図り地域の保護者等に対して、保育の専門性を生かした子育て支援の基盤を整えていきます。

園の更なる成長のために今後も課題克服に努力を惜しまず、現在より更に「地域で選んで頂ける保育園」の運営を目指していきます。

評価を頂きました内容は職員のみならず、保護者様含め閲覧を希望される方には開示していきます。

福祉サービス第三者評価項目（保育所等）の評価結果

大項目	中項目	小項目	項目	標準項目	
				■実施数	□未実施数
I 福祉サービスの基本方針と組織運営	1 理念・基本方針	理念・基本方針の確立 理念・基本方針の周知	1 理念や基本方針が明文化されている。	3	0
			2 理念や基本方針が職員に周知・理解されている。	3	0
			3 理念や基本方針が利用者等に周知されている。	3	0
	2 計画の策定	事業計画と重要課題の明確化 計画の適正な策定	4 事業計画が適切に策定され、計画達成のため組織的に取り組んでいる。	6	0
			5 施設の事業計画等、重要な課題や方針を決定するに当たっては、職員と幹部職員とが話し合う仕組みがある。	3	0
	3 管理者の責任とリーダー	管理者のリーダーシップ	6 理念の実現や質の向上、職員の働き甲斐等に取り組む指導力を発揮している。	5	0
	4 人材の確保・養成	人事管理体制の整備	7 全職員が遵守すべき法令や倫理を明示し周知している。	3	0
			8 人事方針を策定し、人事を計画的・組織的に行い、職員評価が客観的な基準に基づいて行われている。	4	0
		職員の就業への配慮	9 事業所の就業関係の改善課題について、職員（委託業者を含む）などの現場の意見を幹部職員が把握し改善している。また、福利厚生に積極的に取り組んでいる。	4	1
		職員の質の向上への体制整備	10 職員の教育・研修に関する基本方針が明示され、研修計画を立て人材育成に取り組んでいる。	5	0
II 適切な福祉サービスの実施	1 利用者本位の保育	利用者尊重の明示	11 施設的全職員を対象とした権利擁護に関する研修を行い、子どもの権利を守り、個人の意思を尊重している。	4	0
			12 個人情報保護に関する規定を公表し徹底を図っている。	4	0
		利用者満足度の向上	13 利用者満足度の向上を意図した仕組みを整備し、取り組んでいる。	4	0
			14 苦情又は意見を受け付ける仕組みがある。	4	0
	2 教育及び保育の質の確保	教育及び保育の質の向上への取り組み 提供する保育の標準化	15 教育及び保育内容について、自己評価を行い課題発見し改善に努め、教育及び保育の質の向上に努めている。	3	0
			16 提供する教育及び保育の標準的実施方法のマニュアル等を作成し、また日常の改善を踏まえてマニュアルの見直しを行っている。	4	0
	3 教育及び保育の開始・継続	教育及び保育の適切な開始	17 保育所等利用に関する問合せや見学に対応している。	2	0
			18 教育及び保育の開始に当たり、教育及び保育方針や内容を利用者説明し、同意を得ている。	4	0
	4 子どもの発達支援	教育及び保育の計画及び評価	19 保育所等の理念や保育方針・目標に基づき全体的な計画が適切に編成されている。	4	0
			20 全体的な計画に基づき具体的な指導計画が適切に設定され、実践を振り返り改善に努めている。	5	0
			21 子どもが主体的に活動できる環境が整備されている。	6	0
			22 身近な自然や地域社会と関われるような取組みがなされている。	4	0
			23 遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮している。	6	0
			24 特別な配慮を必要とする子どもの教育及び保育が適切に行われている。	6	0
			25 在園時間の異なる子どもに対して配慮がなされている。	4	0
			26 家庭及び関係機関との連携が十分図られている。	3	0
	子どもの健康支援	27 子どもの健康状態、発育、発達状態が適切に把握し、健康増進に努めている。	4	0	
		28 感染症、疾病等の対応は適切に行われている。	3	0	
		29 食育の推進に努めている。	5	0	
	5 安全管理	環境と衛生 事故対策	30 環境及び衛生管理は適切に行われている。	3	0
31 事故発生時及び事故防止対策は適切に行われている。			4	0	
災害対策		32 地震・津波・火災等非常災害発生時の対策は適切に行われている。	5	0	
6 地域	地域子育て支援	33 地域ニーズを把握し、地域における子育て支援をしている。	3	2	
計				133	3

保育所等 項目別評価コメント

(利用者は子ども・保護者と読み替えて下さい)

標準項目 整備や実行が記録等で確認できる。 確認できない。

評価項目	標準項目
1 理念や基本方針が明文化されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 理念・基本方針が法人・保育所等の内部文書や広告媒体（パンフレット、ホームページ等）に記載されている。 ■ 理念・基本方針から、法人、保育所等が実施する教育及び保育の内容や法人、保育所等の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。 ■ 理念・基本方針には、児童福祉法や保育所保育指針の保育所等・教育及び保育に関する基本原則が盛り込まれている。
<p>(評価コメント)</p> <p>法人が作成するホームページやパンフレットには「保育理念」、「保育目標」、「保育方針」が記載されており、具体的に分かりやすくまとめられている。保育理念は「心身ともに豊かな人間性の基礎を培う」として、未来を創造する子どもたちのひらめきを大切に、考える力・生きる力を育むことが記載されている。また、スクルドの約束として①自己肯定感を育てる、②情操育成への取り組み、③快適な保育環境の提供、④食育への取り組みが説明されている。さらに、保育の特徴など様々な取り組みが紹介されており、保育の方向性が示されている。ホームページの構成はコーポレートページから各園のホームページに展開されており、各園ごとの取り組みを写真や動画を活用して紹介するなど、分かりやすく見て楽しくなる工夫が施されている。</p>	
2 理念や基本方針が職員に周知・理解されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 理念・方針を事業所内の誰もが見やすい箇所に掲示し、職員配布文書に記載している。 ■ 理念・方針を会議や研修において取り上げ職員と話し合い共有化を図っている。 ■ 理念・方針の実践を日常の会議等で話し合い実行面の反省をしている。
<p>(評価コメント)</p> <p>入職時に法人において理念・方針に関する研修を実施しており、園においても年2回理念・方針に関する研修を実施しているほか、職員一人ひとりにクレドカードを配布している。また、理念などの掲示は園の正面玄関のエントランスに掲示されており、保護者への周知が行われている。さらに、理念や方針の実行性については、毎日の風札や職員会議を通じて振り返りと事案についての話し合いが行われている。</p>	
3 理念や基本方針が利用者等に周知されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 契約時等に理念・方針が理解しやすい資料を作成し、分かりやすい説明をしている。 ■ 理念・方針を保護者に実践面について説明し、話し合いをしている。 ■ 理念・方針の実践面を広報誌や手紙、日常会話などで日常的に伝えている。
<p>(評価コメント)</p> <p>理念や方針の説明は園長や担当職員が園見学时にパンフレットを用いて説明を行っているほか、入園が決まった際に入園前相談の中で、入園のしおりを活用し、丁寧に分かりやすい説明に努めている。また、園だよりや連絡帳アプリのお便り機能から保護者へ配信し周知を促している。さらに、年1回実施する「運営委員会」で代表保護者に取り組みの報告を行っている。</p>	
4 事業計画が適切に策定され、計画達成のため組織的に取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 中・長期事業計画を踏まえて策定された事業計画が作成されている。 ■ 事業計画が具体的に設定され実施状況の評価が行える配慮がなされている。 ■ 理念・基本方針により重要課題が明確にされている。 ■ 事業環境の分析から重要課題が明確にされている。 ■ 現状の反省から重要課題が明確にされている。 ■ 運営の透明性の確保に取り組んでいる。
<p>(評価コメント)</p> <p>法人で作成された中・長期事業計画を踏まえて、園においても中・長期計画と単年度事業計画を策定している。単年度計画では、事業計画、全体的な計画、年間保育指導計画、年間行事計画、職員計画、研修計画、保健計画などを策定している。また、これらの計画が実効性のあるものとするための予算編成が行われ、園で必要とする遊具購入費や人材育成のための研修費などが計上されている。</p>	
5 事業計画等、重要な課題や方針を決定するに当たっては、職員と幹部職員とが話し合う仕組みがある。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 各計画の策定に当たっては、現場の状況を把握し、職員等の参画や意見の集約・反映のもとに策定されている。 ■ 方針や計画、課題は会議や研修会等にて説明し、全職員に周知されている。 ■ 年度終了時はもとより、年度途中にあっても、あらかじめ定められた時期、手順に基づいて事業計画の実施状況の把握、評価を行っている。
<p>(評価コメント)</p> <p>事業計画の策定にあたっては、園長は職員会議や行事会議、栄養士会議などを通じて職員の意見や提案を吸い上げ、組織や園の運営に最適な計画の策定を行い、職員会議を通じて計画の説明を行っている。また、園長は事業計画の実現に向け、日々の風札や職員会議、行事会議、栄養士会議などを通じて職員の意見を聞きながら様々な問題点の洗い出しを行い、課題の解決にあたっている。さらに、保育目標の実現のために全体的な計画をはじめ、各指導計画の期、月、週ごとの内容や達成度合いを職員会議でチェックし適宜見直しや修正が行われ、全職員への周知を図っている。</p>	

6	理念の実現や質の向上、職員の働き甲斐等に取り組み指導力を発揮している。	<ul style="list-style-type: none"> ■理念・方針の実践面の確認等を行い、課題を把握し、改善のための具体的な方針を明示して指導力を発揮している。 ■職員の意見を尊重し、自主的な創意・工夫が生まれやすい職場づくりをしている。 ■研修等により知識・技術の向上を図り、職員の意欲や自信を育てている。 ■職場の人間関係が良好か把握し、必要に応じて助言・教育を行っている。 ■評価が公平に出来るように工夫をしている。
<p>(評価コメント)</p> <p>園では「全体的な計画」を基に各年齢で「年間計画」・「月(乳児は個別計画)」・「週」・「日」案を作成し保育を展開している。また、職員の意見が運営に反映されるよう会議体を含めて話し合いの場を設けている。職員は専門性を高め、保育に対するやりがいや専門職としての個々の技術の向上を図れるよう研修体制を整えている。具体的な研修体制として、法人で作成している年間研修計画(法人内研修)と園が計画する年間研修計画(園内研修)に基づき、職員研修を実施している。法人内研修には、常勤・非常勤を問わず業務上必要な研修や職員の希望に基づく研修への参加を行っている。外部研修などに参加した場合は、研修内容を職員会議の場などを通じて園全体へ共有している。</p>		
7	全職員が遵守すべき法令や倫理を明示し周知している。	<ul style="list-style-type: none"> ■遵守すべき法令や倫理を文書化し、職員に配布されている。 ■全職員を対象とした、法令遵守と倫理に関する研修を実施し、周知を図っている。 ■プライバシー保護の考え方を職員に周知を図っている。
<p>(評価コメント)</p> <p>職員は入職研修にて、社会人・福祉サービスに従事する者として守るべき法令や倫理、児童憲章、児童福祉法などについて、スタッフ研修マニュアルや就業規則に基づき説明を受けている。その後、定期的に法令や倫理、コンプライアンスに関する研修が行われている。また、職員は日頃の業務の中で振り返りを行い、法令や倫理などが遵守できているかを確認し、コンプライアンスの遵守に努めている。</p>		
8	人事方針を策定し、人事を計画的・組織的に行い、職員評価が客観的な基準に基づいて行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■人材確保・定着・育成の方針と計画を立て実行している。 ■職務の権限規定等を作成し、職員の役割と権限を明確にしている。 ■評価基準や評価方法を職員に明示し、評価の客観性や透明性の確保が図られている。 ■評価の結果について、職員に対して説明責任を果たしている。
<p>(評価コメント)</p> <p>法人や園が策定する中長期計画や単年度計画に基づき、人材確保・定着・育成の方針などが定められ実行している。また、職務の権限や職員の役割は職務分担当表などにおいて定められている。人事評価は評価基準を設定し、前期・後期毎に「保育士等評価表」を作成し、自己評価をもとに園長が評価を実施し、評価結果は園長が職員一人ひとりにフィードバックをして説明を行っている。</p>		
9	事業所の就業関係の改善課題について、職員(委託業者を含む)などの現場の意見を幹部職員が把握し改善している。また、福利厚生に積極的に取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> ■担当者や担当部署等を設置し職員の有給休暇の消化率や時間外労働のデータを、定期的にチェックしている。 ■把握した問題点に対して、人材や人員体制に関する具体的な改善計画を立て実行している。 ■職員が相談しやすいような組織内の工夫をしている。 □職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生事業を実施している。 ■育児休暇やリフレッシュ休暇等の取得、ワーク・ライフ・バランスに配慮した取り組みを行っている。
<p>(評価コメント)</p> <p>園長は有給管理簿に基づき職員の有給休暇の取得状況を管理しており、当園における職員の有給取得率は100%となっている。また、超過勤務についても現在のところ時間外勤務は多く発生していない状況ではあるが、イベント時期などで残業が生じる場合は時間外労働データを定期的にチェックし、残業の縮減を図っている。さらに、働きやすい環境を整えるため、育児休暇や介護休暇、有給休暇などの休暇制度の活用を奨励している。職員が自由に意見や要望、相談ができるよう法人に相談窓口を設置し、職員のストレスを軽減する取り組みが行われている。</p>		
10	職員の教育・研修に関する基本方針が明示され、研修計画を立て人材育成に取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> ■中長期の人材育成計画がある。 ■職種別、役割別に能力基準を明示している。 ■研修計画を立て実施し、必要に応じて見直している。 ■個別育成計画・目標を明確にしている。 ■OJTの仕組みを明確にしている。
<p>(評価コメント)</p> <p>法人や園が作成する中・長期計画に基づき、人材育成が計画的に行われており、法人規格による職員研修が分野別に実施されているほか、スキルアップ研修や外部講師による研修が行われている。また、半期毎に個人別の自己評価シートを作成し、目標の設定・自己評価・園長評価・振り返りが行われ、OJTを含めた人材育成に取り組んでいる。</p>		

11	全職員を対象とした権利擁護に関する研修を行い、子どもの権利を守り、個人の意思を尊重している。	<ul style="list-style-type: none"> ■子供の尊重や基本的人権への配慮について勉強会・研修を実施している。 ■日常の援助では、個人の意思を尊重している。 ■職員の言動、放任、虐待、無視など行われることの無いように、職員が相互に振り返り組織的に対策を立て対応している。 ■虐待被害にあった子どもがいる場合には、関係機関と連携しながら対応する体制を整えている。
<p>(評価コメント)</p> <p>園長や主任が保育に入りながら職員の保育内容が適切かどうかを常に確認しており、保育中の疑問は保育士間で話し合い解決できるよう方向性を示している。また、保育に対する職員の「意志の尊重」を常に心がけており、園内での不透明な部分を作らない指導を行っている。さらに、支援が必要な家庭には定期的な面談を行い、行政との連携を図りながら園児と保護者を園全体で支援している。</p>		
12	個人情報保護に関する規定を公表し徹底を図っている。	<ul style="list-style-type: none"> ■個人情報の保護に関する方針をホームページ、パンフレットに掲載し、また事業所等内に掲示し実行している。 ■個人情報の利用目的を明示している。 ■利用者等の求めに応じて、サービス提供記録を開示することを明示している。 ■職員（実習生、ボランティア含む）に研修等により周知徹底している。
<p>(評価コメント)</p> <p>法人や園のホームページにはプライバシーポリシーが掲載されており、個人情報の取得や利用目的、個人情報の第三者提供などの取り扱いが公表されている。また、入園時には「入園のしおり」を基に個人情報の取り扱いを丁寧に説明し、個人情報保護に関する同意を得ている。職員については入職時に守秘義務の契約を取り交わしているほか、個人情報の保護・コンプライアンスに関する研修を受講しており、常に法令に準拠した個人情報の取り扱いが行われている。さらに、園内には児童福祉施設の設備に関する基準第1章総則（機密保持等）の内容を掲示し、個人情報保護に関する規定を公表している。</p>		
13	利用者満足度の向上を意図した仕組みを整備し、取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> ■利用者満足度を把握し改善する仕組みがある。 ■把握した問題点の改善策を立て迅速に実行している。 ■利用者・家族が要望・苦情が言いやすい雰囲気を作っている。 ■利用者等又はその家族との相談の場所及び相談対応日の記録がある。
<p>(評価コメント)</p> <p>利用者満足度の向上を目指し、年1回「保護者アンケート」を実施し、その結果を集計した文書の配付と園内掲示を行い、保育の質の向上に役立てている。第三者評価における評価結果を職員間で共有し業務の改善に努めている。また、年1回運営委員会を開催し、保護者代表から意見を得て、質疑応答を行っている。見学希望や保護者参観（希望者）は随時受け付けており、園運営の透明性を図っている。さらに、玄関に意見箱を設置すると共に法人に直接意見を伝えることができる窓口を設置するなど、利用者満足度の向上に向けた取り組みを図っている。</p>		
14	苦情又は意見を受け付ける仕組みがある。	<ul style="list-style-type: none"> ■保護者に交付する文書に、相談、苦情等対応窓口及び担当者が明記され説明し周知徹底を図っている。 ■相談、苦情等対応に関するマニュアル等がある。 ■相談、苦情等対応に関する記録があり、問題点の改善を組織的に実行している。 ■保護者に対して苦情解決内容を説明し納得を得ている。
<p>(評価コメント)</p> <p>苦情解決制度については入園のしおりに記載され、保護者向けに説明するほか、園児及び保護者からの意見・苦情などが有れば直接法人や園長に話が出るほか、意見箱の設置を行い保護者の意向を把握し対応できるよう努めている。また、苦情の内容は随時職員と共有を図り、職員の言動についてはマニュアルなどに基づき、職員同士が相互に確認を行い、互いの言動を振り返る機会を設けている。</p>		
15	教育及び保育内容について、自己評価を行い課題発見し改善に努め、教育及び保育の質の向上を図っている。	<ul style="list-style-type: none"> ■教育及び保育の質について自己評価を定期的に行う体制を整備し実施している。 ■教育及び保育の質向上計画を立て実行し、PDCAサイクルを継続して実施し恒常的な取り組みとして機能している。 ■自己評価や第三者評価の結果を公表し、保護者や地域に対して社会的責任を果たしている。
<p>(評価コメント)</p> <p>保育の質の向上に向け、全国保育士会保育所・認定こども園などにおける人権擁護のためのセルフチェックリストや法人作成の自己評価シートを活用し、職員の自己評価を定期的の実施している。また、園の自己評価を実施し、評価結果を園内に掲示し、保護者への周知を図っている。さらに、これらの結果を踏まえ、園長は運営の振り返りを行い評価と反省を次の目標につなげていけるようPDCAサイクルを継続して実施している。</p>		

16	<p>提供する教育及び保育の標準的実施方法のマニュアル等を作成し、また日常の改善を踏まえてマニュアルの見直しを行っている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■業務の基本や手順が明確になっている。 ■分からないときや新人育成など必要に応じてマニュアルを活用している。 ■マニュアル見直しを定期的実施している。 ■マニュアル作成は職員の参画のもとに行われている。
<p>(評価コメント)</p> <p>入職時にスタッフ研修マニュアルに基づき新人の育成が行われており、マニュアルが適切に活用されている。また、業務の確認や振り返りを行う際に各種マニュアルやフローチャート（掲示）が活用されており、職員が必要な時にいつでも閲覧できる環境が整っている。また、各園でマニュアルを使用している中での意見や要望は園長会議で吸い上げ、マニュアルの改定につなげている。マニュアルの見直しや定期的な改定は法人企画室が中心となり、エリアマネジャー（代表園長）会議で検討し、その後、全国の園長会議にて内容の検討を行い、マニュアルの改訂を実施している。</p>		
17	<p>保育所等利用に関する問合せや見学に対応している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■問合せ及び見学に対応できることについて、パンフレット、ホームページ等に明記している。 ■問合せ又は見学に対応し、利用者のニーズに応じた説明をしている。
<p>(評価コメント)</p> <p>入園に関する問い合わせや見学はいつでも受け付けており、市役所をはじめホームページやパンフレットなどに連絡を掲載している。実際の問い合わせはメールや電話が中心になっており、都度スケジュールを調整した対応をしている。見学時には「保育の内容」「保育室などの園内環境」「職員の対応や取り組み」など園全体を見てもらうことにしている。また、パンフレットに沿って説明し、保育理念、コンセプトなどについても分かりやすく説明したり、保護者からの質問にも丁寧に対応して、安心感につながるように努めている。</p>		
18	<p>教育及び保育の開始に当たり、教育及び保育方針や内容等を利用者に説明し、同意を得ている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■教育及び保育の開始にあたり、理念に基づく教育及び保育方針や内容及び基本的ルール等を説明している。 ■説明や資料は保護者に分かりやすいように工夫している。 ■説明内容について、保護者の同意を得るようにしている。 ■教育及び保育の内容に関する説明の際に、保護者の意向を確認し、記録化している。
<p>(評価コメント)</p> <p>入園が内定すると入園説明会を兼ねた個別の面談を実施しており、保育園生活について説明し同意を得ている。入園前面談では健康状態、食事の様子、家庭での姿、既往症、保護者からの要望や意向などを聞き取り、職員間で情報を共有できるようにしている。また、入園前に園医による健康診断を受診してもらい、子どもの健康状態も確認している。さらに、個人的な相談や要望がある際には、必ず入園前面談で解決することにし、個人シートに記録して個人ファイルに綴じこみ、卒園（退園）後まで保管することにしている。</p>		
19	<p>保育所等の理念や教育及び保育方針・目標に基づき全体的な計画が適切に編成されている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■全体的な計画は児童憲章、児童の権利に関する条約、児童福祉法、保育所保育指針などの趣旨をとらえて作成している。 ■全体的な計画は、教育及び保育の理念、方針、目標及び発達過程などが組み込まれて作成されている。 ■子どもの背景にある家庭や地域の実態を考慮して作成されている。 ■施設長の責任の下に全職員が参画し、共通理解に立って、協力体制の下に作成されている。
<p>(評価コメント)</p> <p>全体的な計画は開園時は園長が作成しており、以降は職員たちの意見を反映させ、随時、見直しを図りながら毎年作成する流れとしている。養護と教育が一体になった計画を作成し、育てたい姿についても分かりやすく記載することに取り組んでいる。特に、モンテッソーリのメソッドをベースに、主体的な遊びが展開できるような計画作成に努め、日々の保育活動の中でも子どもの自主的な思いや遊びを育める対応をすることを心がけている。指導計画については個人面談などで保護者に説明し、保護者との連携が図れるように努めている。</p>		
20	<p>全体的な計画に基づき具体的な指導計画が適切に設定され、実践を振り返り改善に努めている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■全体的な計画に基づき、子どもの生活や発達を見通した長期的な指導計画と短期的な指導計画が作成されている。 ■乳児、1歳以上3歳未満児、障害児等特別配慮が必要な子どもに対しては、個別計画が作成されている。 ■発達過程を見通して、生活の連続性、季節の変化を考慮し、子どもの実態に即した具体的なねらいや内容が位置づけられている。 ■ねらいを達成するための適切な環境が構成されている。 ■指導計画の実践を振り返り改善に努めている。
<p>(評価コメント)</p> <p>全体的な計画や年間指導計画をベースにクラス毎に月間指導計画（月案）を担当職員が作成し、園長決裁のもとに日々の保育の実践に取り組んでいる。0～2歳児クラスの子と見守りを必要とされる子については個別の指導計画を立てており、翌期の前には振り返りや反省をすることで次期作成時に生かせるようにしている。日々の子どもの様子は日誌などに記録し、「園児の成長の記録」の作成につなげている。保護者からの伝達事項や職員間で共有が必要と思われる事柄については毎日行っている昼の打ち合わせで報告され、職員全体で確認できるようにしている。</p>		

21	子どもが主体的に活動できる環境が整備されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■子どもが安心感と信頼感をもって活動できるよう、子どもの主体としての思いや願いを受け止めている。 ■子どもの発達段階に即した玩具や遊具などが用意されている。 ■子どもが自由に素材や用具などを自分で取り出して遊べるように工夫されている。 ■好きな遊びができる場所が用意されている。 ■子どもが自由に遊べる時間が確保されている。 ■教育及び保育者は、子どもが主体性を発揮できるような働きかけをしている。
<p>(評価コメント)</p> <p>子どもの自主性を尊重できるように、各クラスの玩具や教材は年齢を考慮して選択し、子どもが興味関心を持って遊べる環境づくりに取り組んでいる。さらに、子どもの自主性を重んじる自由遊びと集団活動である一斉保育を、1日のプログラムの中に取り入れており、バランスの良い活動になるようにしている。日常生活の中では「自主性の尊重」、「自由時間の確保」「園児の主張」(遊びたい内容・使用したい玩具など)については常に耳を傾け、園全体で共有して取り組めるようにしている。</p>		
22	身近な自然や地域社会と関わるような取組みがなされている。	<ul style="list-style-type: none"> ■子どもが自然物や動植物に接する機会を作り、教育及び保育に活用している。 ■散歩や行事などで地域の人達に接する機会をつくっている。 ■地域の公共機関を利用するなど、社会体験が得られる機会をつくっている。 ■季節や時期、子どもの興味を考慮して、生活に変化や潤いを与える工夫を日常教育及び保育の中に取り入れている。
<p>(評価コメント)</p> <p>散歩などの園外保育に出る際には、季節ごとの自然現象の変化に気付くような言葉かけをすることで季節を感じる事ができるようにしている。また、花や草、虫などを観察することで、命の大切さ尊さを感じる事ができる機会をもっている。なお、基本的には天気の良い日は日々散歩に出かけ、地域の方や自然との触れ合いを大切にしている。さらに、年齢に応じて地域の社会資源を生かした社会体験が出来るように取り組んでおり、前年より内容を充実させることに力を入れている。また、保護者の協力を園運営に反映させることにつなげている。</p>		
23	遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮している。	<ul style="list-style-type: none"> ■子ども同士の関係をより良くするような適切な言葉かけをしている。 ■けんかやトラブルが発生した場合、危険のないように注意しながら、子供達同士で解決するように援助している。 ■順番を守るなど、社会的ルールを身につけていくように配慮している。 ■子どもが役割を果せるような取組みが行われている。 ■子どもが自発性を発揮し、友だちと協同して活動できるよう援助している。 ■異年齢の子どもの交流が行われている。
<p>(評価コメント)</p> <p>子ども同士のトラブルでは、それぞれの気持ちを尊重しながらケガをしないよう見守り、時には仲裁に入ることにしている。乳児では、職員の関わりを増やすことで、子どもは自分の思いを理解してもらい気持ちを受け入れてもらえたという経験をする中で、情緒面での安定につながるようにしている。年長になる頃には、子ども同士で言い合いながらも話し合い、子ども自身で問題を解決する力を育てている。園で発生したトラブルからのケガについては、保護者に丁寧に説明して理解を促している。</p>		
24	特別な配慮を必要とする子どもの教育及び保育	<ul style="list-style-type: none"> ■子ども同士の関わりに対して配慮している。 ■個別の指導計画に基づき、きめ細かい配慮と対応を行い記録している。 ■個別の指導計画に基づき、保育所等全体で、定期的に話し合う機会を設けている。 ■障害児教育及び保育に携わる者は、障害児教育及び保育に関する研修を受けている。 ■必要に応じて、医療機関や専門機関から相談や助言を受けている。 ■保護者に適切な情報を伝えるための取組みを行っている。
<p>(評価コメント)</p> <p>「配慮を必要とする子ども」については職員間の情報共有に努め、本人の意思・行動から気持ちを読み取り、尊重して保育を展開できるようにしている。園での様子は保護者に丁寧に伝え理解を促すことにしている。子どもによって違いはあっても、気持ちを共有できる場になることを心がけており、子ども同士の育ち合いにつながるような環境作りに取り組んでいる。さらに、専門機関との連携を図ることによって、保護者・行政・園が一体となってより良い子どもの発達を推進できるような役割を果たせるようにしている。</p>		
25	在園時間の異なる子どもに対して配慮がなされている。	<ul style="list-style-type: none"> ■引き継ぎは書面で行われ、必要に応じて保護者に説明されている。 ■担当職員の研修が行われている。 ■子どもが安心・安定して過ごせる適切な環境が整備されている。 ■年齢の異なる子どもと一緒に過ごすことに配慮している。
<p>(評価コメント)</p> <p>延長保育を18時～20時までの時間帯で行っている。当日においても登園時や電話で伝えることで受け付けており、多忙な保護者に対して柔軟に対応できるようにしている。朝は7時から開園しており、保育時間の長い子どもに「安心・安全・楽しい」時間が過ごせるように、身体と精神の両面における配慮に取り組んでいる。また、登降園時には、担任保育士からの引き継ぎ事項を担当職員が適切に保護者に伝えるように努めている。ただし、引き継ぎについては、担当職員の「対応力」に差があることを園では認識しており、さらなる育成を目指している。</p>		

26	家庭及び関係機関との連携が十分図られている。	<ul style="list-style-type: none"> ■一人ひとりの保護者と日常的な情報交換に加え、子どもの発達や育児などについて、個別面談、教育及び保育参観、参加、懇談会などの機会を定期的に設け、記録されている。 ■保護者からの相談に応じる体制を整え、相談内容が必要に応じて記録され上司に報告されている。 ■就学に向けて、保育所等の子どもと小学校の児童や職員同士の交流、情報共有や相互理解など小学校との積極的な連携を図るとともに、子どもの育ちを支えるため、保護者の了解のもと、認定こども園園児指導要録及び保育所児童保育要録などが保育所等から小学校へ送付している。
<p>(評価コメント)</p> <p>登園時には家庭での様子や朝の体調・食欲・睡眠などを細かく聴き取ることにしている。その際に職員も視診や検温などで詳しく確認することにしている。個人面談は園長と担任、保護者で実施しており、園や家庭での様子・気になる事柄などを共有している。保護者から相談がある場合には、いつでも個人面談をしており、園での対応などを伝えて保護者への支援としている。また、就学を控え近隣の公立小学校との連携に取り組んでおり、卒園時には就学先の小学校に保育所児童保育要録を持参し、発育の状況を詳しく伝えることにしている。</p>		
27	子どもの健康状態、発育、発達状態が適切に把握し、健康増進に努めている。	<ul style="list-style-type: none"> ■子どもの健康に関する保健計画を作成し、心身の健康状態や疾病等について把握・記録され、嘱託医等により定期的に健康診断を行っている。 ■保護者からの情報とともに、登所時及び教育・保育中を通じて子どもの健康状態を観察し、記録している。 ■職員に乳幼児突然死症候群（SIDS）に関する知識を周知し必要な取り組みを行い、保護者に対して必要な情報を提供している。 ■子どもの心身の状態を観察し、不適切な養育の兆候や、虐待が疑われる場合には、所長に報告し継続観察を行い記録している。
<p>(評価コメント)</p> <p>保健計画をもとに、手洗い・鼻のかみ方・歯磨きなどの保健指導を担当と主任、園長が連携して行っており、その際には絵本などを活用して、子どもが楽しみながら自分の身体や健康について関心を持てるように配慮している。また、子どもの発熱対応として「平熱プラス1度」を超える際には、保護者に電話で連絡をしてお迎えをお願いしている。乳幼児突然死症候群（SIDS）の予防として、昼寝の際には全園児を対象に呼吸チェックし、寝る姿勢は仰向けを基本としている。虐待に類似する事例や育児困難家庭については、市役所や児童相談所と連携して対処することにしている。</p>		
28	感染症、疾病等の対応は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■教育及び保育中に体調不良や傷害が発生した場合には、その子どもの状態等に応じて、保護者に連絡するとともに、適宜、嘱託医や子どものかかりつけ医等と相談し、適切な処置を行っている。 ■感染症やその他の疾病の発生予防に努め、その発生や疑いがある場合には、必要に応じて嘱託医、市町村、保健所等に連絡し、その指示に従うとともに、保護者や全職員に連絡し、協力を求めている。 ■子どもの感染・疾病等の事態に備え、医務室等の環境を整え、救急用の薬品、材料等を常備し、適切な管理の下に全職員が対応できるようにしている。
<p>(評価コメント)</p> <p>保育所における感染症対策ガイドラインを基準に「嘔吐処理の仕方」のフローチャート作成、園内研修の実施、環境管理などに取り組んでいる。園内で感染症などが発症した際には人数などを玄関に掲示し、同時にその感染症についての情報（症状や潜伏期間など）も掲示することで注意喚起を促している。ケガを起こさないようにヒヤリハット記録の活用や事故発生時対応フローチャートを作成している、また、受診については園医への相談を含めて、保護者との連携のもと行うことにしている。毎月、園内の救急用の薬品チェックや救護スペースの確保を検証している。</p>		
29	食育の推進に努めている。	<ul style="list-style-type: none"> ■食育の計画を作成し、教育及び保育の計画に位置付けるとともに、その評価及び改善に努めている。 ■子どもが自らの感覚や体験を通して、自然の恵みとしての食材や調理する人への感謝の気持ちが育つように、子どもと調理員との関わりなどに配慮している。 ■体調不良、食物アレルギー、障害のある子どもなど、一人一人の子どもの心身の状態等に応じ、嘱託医、かかりつけ医等の指示や協力の下に適切に対応している。 ■食物アレルギー児に対して誤食防止や障害のある子どもの誤飲防止など細かい注意が行われている。 ■残さず食べることや、偏食を直そうと強制したりしないで、落ち着いて食事を楽しめるように工夫している。
<p>(評価コメント)</p> <p>栄養士作成の「年間食育計画」に沿って、「保護者を対象とした試食会」や「年1回の嗜好調査」などを実践しており、評価・反省のもとに結果は保護者へ報告することにしている。調理室では調理の際に、アレルギーや離乳食などにおいて誤食を起こさないように複数回のチェックをしながら進めている。また、食材の切り方や盛り付けによって子どもの喫食状況が異なるため、できる限り栄養士が巡回して、食材発注の際には色合いなどにも配慮している。食事についてのマナーなどは、絵本やお話などで伝えるなど、子どもが自然に身につけられるようにしている。</p>		

30	環境及び衛生管理は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■施設の温度、湿度、換気、採光、音などの環境を常に適切な状態に保持するとともに、施設内外の設備及び用具等の衛生管理に努めている。 ■子ども及び職員が、手洗い等により清潔を保つようにするとともに、施設内外の保健的環境の維持及び向上に努めている。 ■室内外の整理、整頓がされ、子どもが快適に過ごせる環境が整っている。
<p>(評価コメント)</p> <p>保育所における感染症対策ガイドラインを保育室に掲示して順守を促し、乳児調乳室・沐浴室・トイレなどにも同様に衛生管理に取り組んでいる。さらに、登園時には子どもに手洗いを励行し、さらに毎月、保育室内外は安全点検表のチェックリストを用いて管理している。室内にはエアコンが設置され、温度や湿度を調節して心地よく過ごせる環境作りに努めている。トイレの清掃は当番を決めて毎日職員が行い、玩具は子どもがつかまつかないようケースに入れて収納し、子どもが遊べるスペースを確保するために、机の配置を考慮している。</p>		
31	事故発生時及び事故防止対策は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■事故発生時の対応マニュアルを整備し職員に徹底している。 ■事故発生原因を分析し事故防止対策を実施している。 ■設備や遊具等保育所等内外の安全点検に努め、安全対策のために職員の共通理解や体制づくりを図っている。 ■危険箇所の点検を実施するとともに、外部からの不審者等の対策が図られている。
<p>(評価コメント)</p> <p>事故発生時対応フローチャートを掲示して職員の認識を促し、緊急事態に対応できるようにしている。園医をはじめ緊急時に対応できる医療機関の一覧表を掲示し、園内施設管理や年2回の不審者対応訓練を実施して職員への注意喚起を促している。園外保育の際には引率職員1名が腕章着用し、安全管理係に徹して安全確保に取り組んでいる。さらに、月単位でリスク毎に分析し、結果に基づいて対応の優先順位を設定している。園内研修を開催して、職員一人ひとりがリスクマネジメントに関する理解を深められるようにしている。</p>		
32	地震・津波・火災等非常災害発生時の対策は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■地震・津波・火災等非常災害発生に備えて、役割分担や対応等マニュアルを整備し周知している。 ■定期的に避難訓練を実施している。 ■避難訓練は消防署や近隣住民、家庭との連携のもとに実施している。 ■立地条件から災害の影響を把握し、建物・設備類の必要な対策を講じている。 ■利用者及び職員の安否確認方法が決められ、全職員に周知されている。
<p>(評価コメント)</p> <p>毎月さまざまな災害を想定した避難訓練を実施するほか、緊急時の職員対応や役割分担を明確にした安全管理マニュアルを策定している。風水害時における対応として避難確保計画や保育所安全計画を作成しており、毎月の避難訓練を実施している。また、年2回消防署へ「自衛消防訓練通知書」を提出し、消防署職員立ち合いのもとに訓練を実施している。非常時には安否確認サービスを活用することになっている。玄関にはAEDを設置して園舎外部に掲示し、近隣の方にも使用してもらえるようにしている。さらに、災害発生後の復旧時に関する計画も策定することが望まれる。</p>		
33	地域ニーズを把握し、地域における子育て支援をしている。	<ul style="list-style-type: none"> ■地域の子育てニーズを把握している。 □子育て家庭への保育所等機能を開放（施設及び設備の開放、体験保育等）し交流の場を提供し促進している。 ■子育て等に関する相談・助言や援助を実施している。 □地域の子育て支援に関する情報を提供している。 ■子どもと地域の人々との交流を広げるための働きかけを行っている。
<p>(評価コメント)</p> <p>近隣への散歩では、交通安全教室で学んで体験した交通ルールを実践したり、自然と親しみ季節の移り変わりを体験できるようにしている。また、市川市発信の「子育て支援の状況」を把握しており、園児学者に対しては「保育所の役割と現状」などについて伝えることにしている。園児学者や転園希望者からの相談に対応するなどの支援は行っているが、地域の未就園児家庭への園児信による取り組みについては、園で開催する行事などへの招待など、交流内容や機会についての検討も期待したい。</p>		